

ID: 1900

担当部署: 会計課

処分の概要	指定納付受託者の指定		
法令名 根拠条項	地方自治法 第231条の2の3第1項		
法令番号	昭和22年法律第67号		
【根拠条文】 (指定納付受託者) 第231条の2の3 歳入等の納付に関する事務(以下「納付事務」という。)を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち普通地方公共団体の長が総務省令で定めるところにより指定するもの(以下「指定納付受託者」という。)は、総務省令で定めるところにより、歳入等を納付しようとする者の委託を受けて、納付事務を行うことができる。 2 普通地方公共団体の長は、前項の規定による指定をしたときは、指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地、指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。 3 指定納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を普通地方公共団体の長に届け出なければならない。 4 普通地方公共団体の長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を告示しなければならない。 【基準】 根拠条文及び政令第158条の規定による。 (指定納付受託者等の要件) 第158条 地方自治法第231条の2の3第1項及び第231条の2の4に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。 (1) 地方自治法第231条の2の3第1項に規定する納付事務(次号において「納付事務」という。)を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること。 (2) その人的構成等に照らして、納付事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。			
標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	令和4年10月1日	最終変更年月日	令和6年4月1日

ID: 1949

担当部署: 会計課

処分の概要	指定公金事務取扱者の指定
法令名称 根拠条項	地方自治法 第243条の2第1項
法令番号	昭和22年法律第67号
【根拠条文】 (指定公金事務取扱者) 第243条の2 普通地方公共団体の長は、公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務(以下この条及び次条第1項において「公金事務」という。)を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち当該普通地方公共団体の長が総務省令で定めるところにより指定するものに、この条から第243条の2の6までの規定の定めるところにより、公金事務を委託することができる。 2 普通地方公共団体の長は、前項の規定による委託をしたときは、当該委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称、住所又は事務所の所在地、指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。 3 指定公金事務取扱者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を普通地方公共団体の長に届け出なければならない。 4 普通地方公共団体の長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を告示しなければならない。 5 指定公金事務取扱者は、第1項の規定により委託を受けた公金事務の一部について、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者に委託をすることができる。この場合において、指定公金事務取扱者は、あらかじめ、当該委託について普通地方公共団体の長の承認を受けなければならない。 6 前項の規定により公金事務の一部の委託を受けた者は、当該委託をした指定公金事務取扱者の許諾を得た場合であつて、かつ、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者に対してするときに限り、その一部の再委託をすることができる。この場合において、指定公金事務取扱者は、あらかじめ、当該再委託について普通地方公共団体の長の承認を受けなければならない。 7 前項の規定により公金事務の一部の再委託を受けた者は、当該公金事務の一部の委託を受けた者とみなして、同項の規定を適用する。 8 会計管理者は、指定公金事務取扱者について、定期及び臨時に公金事務の状況を検査しなければならない。 9 会計管理者は、前項の規定による検査をしたときは、その結果に基づき、指定公金事務取扱者に対して必要な措置を講ずべきことを求めることができる。 10 監査委員は、第8項の規定による検査について、会計管理者に対し報告を求めることができる。 【基準】 根拠条文及び政令第173条の規定による。 (指定公金事務取扱者等の要件)	

第173条 地方自治法第243条の2第1項、第5項及び第6項(同条第7項の規定により適用する場合を含む。)に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 地方自治法第243条の2第1項に規定する公金事務(次号において「公金事務」という。)を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること。

(2) その人的構成等に照らして、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	令和6年4月1日	最終変更年月日	年 月 日